



TOKIOMARINE
ASSET MGT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2023年9月4日

東京海上・先進国好利回りCBファンド2023-09

(為替ヘッジあり) (限定追加型)

(為替ヘッジなし) (限定追加型)

追加型投信/内外/その他資産(転換社債)



❗ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016 受付時間: 営業日の9時~17時

受託会社 ファンドの財産の保管・管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

みんなの文字®

略称について

- ▶東京海上・先進国好利回りC Bファンド2023-09（為替ヘッジあり）(限定追加型) 為替ヘッジあり
- ▶東京海上・先進国好利回りC Bファンド2023-09（為替ヘッジなし）(限定追加型) 為替ヘッジなし

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	内外	その他資産 (転換社債)	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (転換社債)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「東京海上・先進国好利回りC Bファンド2023-09」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年8月17日に関東財務局長に提出しており、2023年9月2日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2023年5月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	3兆8,101億円



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

**先進国の企業が発行する米ドル、ユーロおよび英ポンド建ての転換社債※
(以下、「CB」という場合があります。))等を主要投資対象とします。**

※転換社債(CB: Convertible Bond)とは、企業が発行する債券(社債)の一つで、一定の条件で株式に転換することができる権利のついた社債のことをいいます。

- CBへの投資にあたっては、マクロ経済見通しに基づくセクター配分・地域配分、割安度を重視したスクリーニング、発行企業の財務状況、成長性等の観点によるファンダメンタルズ分析等を考慮し、相対的に利回りが高く、投資魅力度が高いと判断する銘柄に投資し、インカムゲインとキャピタルゲインの獲得をめざします。

※信用格付が投資適格(BBB格相当)未満の銘柄への投資も行います。信用格付については、運用の委託先である「Aviva Investors Global Services Limited」における社内格付を使用します。

- 信託期間内に償還を迎えるCB※に投資を行い、償還まで保有することを基本とします。ただし、運用者の判断により償還前に売却することがあります。

※プットオプション付CBについては、オプションの権利行使日をCBの償還日とみなす場合があります。プットオプション付CBとは、通常の償還日より前にCBの保有者が償還を請求できる権利(プットオプション)が付与されているものをいいます。

- CBの償還金等は、原則として信託期間内に償還を迎えるCBに投資を行います。ただし、市況動向や残存期間等によっては、信託期間内に償還を迎える普通社債や国債等に投資する場合があります。

※信託期間の終了に近づいた時期においては、現金や短期金融商品への投資比率が高まる場合があります。

CBの性質

CBは、債券と株式の両方の性質をあわせ持っています。

債券の性質

定期的な利息を受け取ることができ、償還時には額面の金額を受け取ることができます。

株式の性質

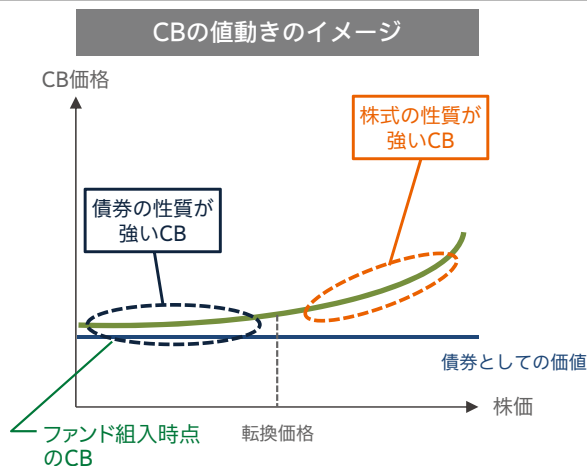
CBの値動きと株式の値動きの連動性が高くなります。一定の条件で株式に転換することができます。

※上記はCBの値動きについて、一般的なイメージを示したものであり、全てのCBについてあてはまるものではありません。

※債券価値は市場金利や発行企業の信用リスクの変化により変動します。

※利率が0%のCBもあり、必ず利息を受け取れるとは限りません。

※発行体の信用状況等によっては、利息を受け取ることができない場合や額面金額で償還されない場合があります。



次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

2

先進国の企業が発行するCB等の実質的な運用は、「Aviva Investors Global Services Limited」(Aviva Investors)が行います。

Aviva Investors Global Services Limited

所在地:英国 ロンドン

- Aviva Investorsは、英国の大手保険会社AVIVAの傘下にある英国を拠点とする資産運用会社です。
- CB運用に特化し、長期の運用実績を有するグローバルCB運用チームがファンドの運用を行います。

3

信託期間約4年2ヵ月の限定追加型の投資信託です。

- 信託期間は、2023年9月25日から2027年11月24日までです。
- 購入のお申込みは、2023年10月20日までの間に限定して受け付けます。
※「限定追加型の投資信託」とは、一定期間購入のお申込みを受け付け、その期間経過後は購入のお申込みを受け付けない投資信託をいいます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

4

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」があります。

為替ヘッジあり

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。
- 原則として、信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジを行います。これにより、為替ヘッジコストの変動の低減をめざします。

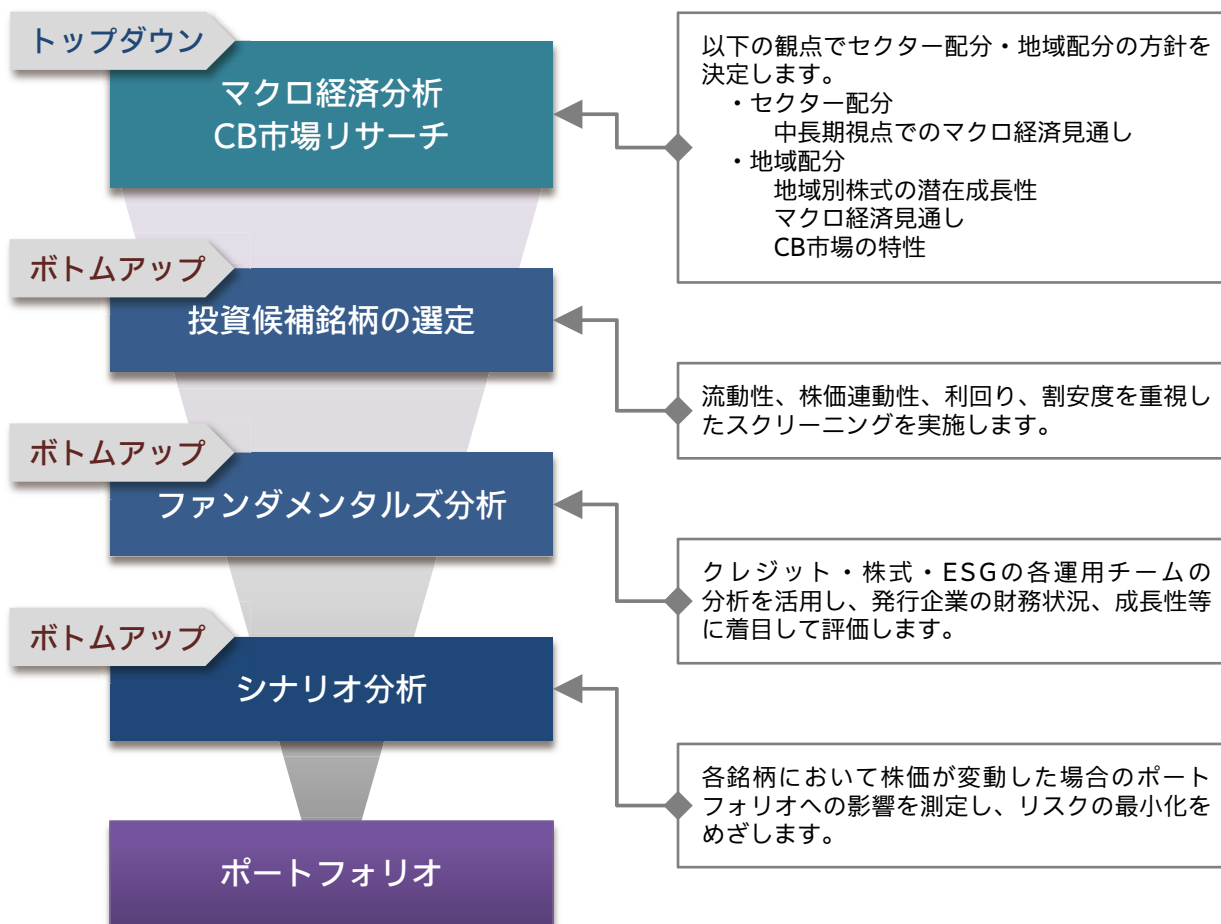
※為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

為替ヘッジなし

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用プロセス



※上記の運用プロセスは、本書作成日時点のものであり、予告なく変更となる場合があります。

次ページへ続く

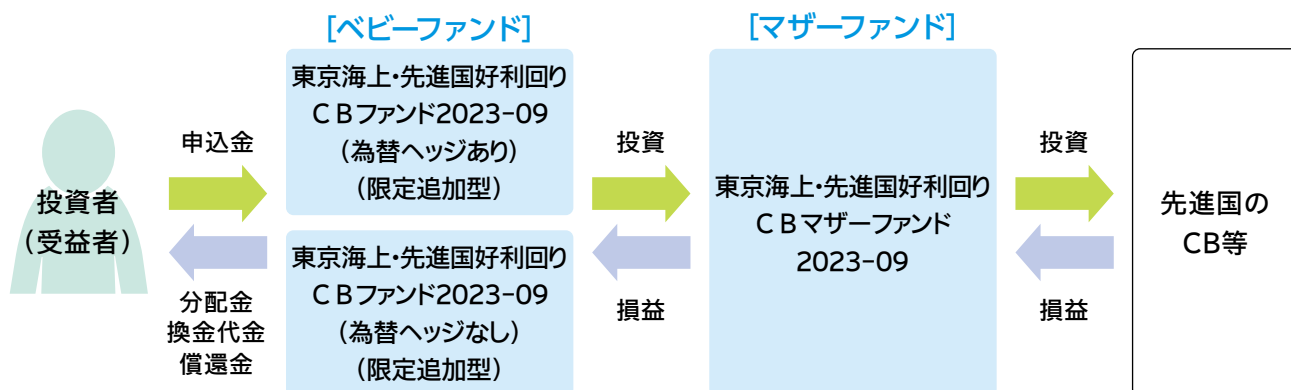
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※マザーファンドにおいて、先進国のCB等の運用の指図に関する権限を「Aviva Investors」に委託します。

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限りません。)
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 11月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

❗上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

<p>価 格 変 動 リ ス ク</p>	<p>CBの価格は、転換の対象となる株式の価格変動等の影響を受けて変動します。転換の対象となる株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。</p> <p>組入CBの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>なお、CBの価格は、株式に転換する条件である転換価格を基準として、株式の価格が転換価格より高いほど株式の価格変動を受けやすくなる傾向にあります。</p>
<p>金 利 変 動 リ ス ク</p>	<p>CB等は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>なお、CBの価格は、株式に転換する条件である転換価格を基準として、株式の価格が転換価格より低いほど市場金利変動の影響を受けやすくなる傾向にあります。</p>
<p>為 替 変 動 リ ス ク</p>	<p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>なお、「為替ヘッジあり」は原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。</p>
<p>信 用 リ ス ク</p>	<p>一般に、CB等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該CB等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入CB等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>ファンドの投資対象に含まれる信用格付が投資適格（BBB格相当）未満のCBは、より高い信用格付を有するCBと比較して信用リスクが高くなる傾向があります。</p>
<p>カ ン ト リ ー リ ス ク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



投資リスク

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、原則として信託期間に合わせた期間固定の為替ヘッジを行います。為替ヘッジの取引相手の信用リスクが高まったと判断される場合等には、当該為替ヘッジ取引を解消し、改めて為替ヘッジ取引を行うことがあります。その場合、為替ヘッジにかかるコストが変動し、設定当初想定以上の水準になる可能性があります。
- ファンドは信託期間内に償還を迎える CB 等に投資を行い、償還まで保有することを基本とします。信託期間中にファンドを換金した場合には、CB 等を満期まで保有することにより定期的に受け取ることができる利子を受け取れないこと、額面を下回る価格で売却せざるを得ないことがあり、換金価額が投資元本を下回る場合があります。



投資リスク

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



投資リスク

参考情報

2018年6月～2023年5月

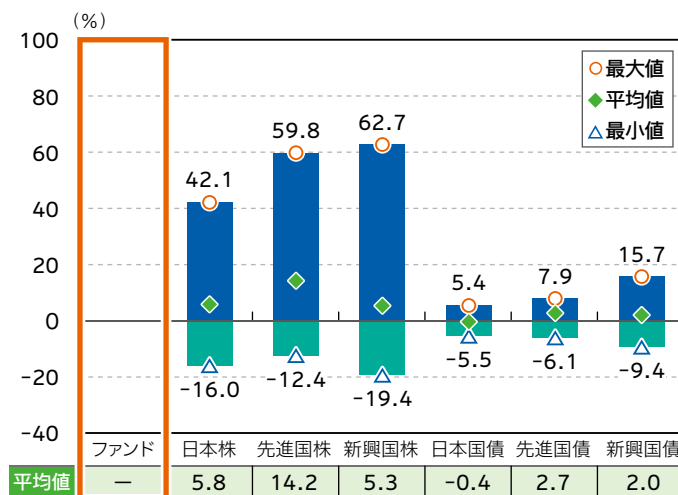
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは設定前のため、年間騰落率を表示できません。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下、J P Xといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



ファンドは、2023年9月25日から運用を開始します。有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークがありません。



手続・手数料等

お申込みメモ



購入時

購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。



換金時

換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、6営業日目からお支払いします。

申込締切時間 継続申込期間では、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

購入の申込期間 当初申込期間：2023年9月4日から2023年9月22日まで
継続申込期間：2023年9月25日から2023年10月20日まで
※2023年10月21日以降、購入のお申込みはできません。

換金制限 ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。



申込みに
ついて

**購入・換金
申込受付の中止
および取消し** 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。

**購入・換金
申込不可日** 以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

信託期間	2027年11月24日まで（2023年9月25日設定）
繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none">・各ファンドの受益権の総口数が30億口を下回るようになったとき・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	11月24日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各700億円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の条件を満たした場合に「NISA」の適用対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2023年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。



その他

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。

購入時手数料

料率	役務の内容
上限 2.75% (税抜2.5%)	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額の**0.5%**

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬率	支払先	配分 (税抜)	役務の内容
年率1.1275% (税抜1.025%)	委託会社	年率 0.7%	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
	販売会社	年率 0.3%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.025%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

マザーファンドの運用の委託先である「Aviva Investors」が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年6月30日および12月31日または信託終了の時に支払うこととし、その報酬額は当該マザーファンドの純資産総額に対し、年率0.35%をかけた額とします。



手続・手数料等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011% (税込) をかけた額 (上限年99万円) を日々計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------------	-------------------------------

換金 (解約) ・償還時

所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
-----------------------	---

※少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2023年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

